

令和6年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要

目的 水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、毎年、「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」を作成する。
 国・県・市町村の計画が、統一的視点から総合的に行われることを目的とする。

公共用水域（河川・海域）

	水質（河川）	水質（海域）	底質（河川・海域）
測定機関	国土交通省、徳島県、 徳島市、鳴門市、小松島市、 阿南市、北島町	国土交通省、徳島県、 徳島市	国土交通省、徳島市
測定地点	37河川 75地点	9海域 31地点	6河川・1海域 11地点
測定項目	生活環境項目：4,812検体 健康項目：1,125検体 その他項目：1,286検体	生活環境項目：3,178検体 健康項目：528検体 その他項目：1,691検体	健康項目：86検体 その他項目：40検体
令和5年度からの 主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> 測定項目に「PFOS及びPFOA」を追加 栄養塩類の測定頻度の増加 生活環境項目の測定頻度の低減 ローリングによる測定地点の変更 		

地下水

調査方法	概況調査（定点方式） ・利水的に重要な地域において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握するため、 毎年度同一地点 で実施する。	環境基準値を超過	継続監視調査 ・過去に地下水汚染が発見された汚染地域における汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等を目的とし、調査を実施する。
	概況調査（ローリング方式） ・未把握の地下水の汚染を発見することを目的とし、県内を2 kmメッシュ、1161区画に分割し、 毎年度区画を変えて 調査を実施する。		
測定地点	地下水 国土交通省、徳島県、徳島市、美馬市、北島町		令和5年度からの主な変更点
測定項目	20市町村 43地点		<ul style="list-style-type: none"> 定点方式1地点の測定を中止（1124 M-4） ローリングによる測定地点の変更 継続監視調査1地点の測定を中止（1211 M-1）
測定機関	環境基準項目：782検体 その他項目：201検体		